

厚木市立毛利台小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめは、「いじめ防止対策推進法」第2条で定めたとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するにあたっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、いじめている側にその自覚がないまま、相手の気持ちや痛みを慮ることなく遊び半分で行うものや、子どもたちの中で広がる、いわゆるキャラ等の上下関係等の中で行われるものなどがあり、いじめが日常化・透明化される危険があることが指摘されています。また、テレビを中心とするメディアでは、相手の欠点を指摘する「いじる」場面がよく見られ、それが笑いにつながる楽しいことと認識されています。

インターネットの発達により、子どもたちが直接的に会っていない場面でも、誹謗や中傷等がされるなど、ますます顕在化しにくくなっている現状もあります。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、次の視点を持って子どもを取り巻く社会全体で、いじめの問題に向き合うことが必要となります。

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。
- いじめは、相手の尊厳を損ねる卑怯な行為であり、絶対に許されない人権侵害行為である。

以上の点から、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものです。

いじめ防止対策推進法第1条に、いじめは、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく損害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである」と示されているとおり、いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を損なう絶対に許されない人権侵害行為です。

3 いじめ防止対策等に関する基本理念

- いじめの対策は、「未然防止」「早期発見」「適切な対処」「再発防止」を柱とし、組織的な取組をすることを基本とする。
- また、児童生徒の心身に重大な被害を及ぼす事案があった場合に備え、関係機関等との組織的な対応に備える必要がある。

この基本理念に基づき、それぞれの観点における取組を次に具体的に記します。

4 組織（毛小いじめ防止等対策協議会）

学 校（校長・教頭・総括教諭・児童指導担当・教育相談コーディネーター・養護教諭）

学校関係

玉川中学校区

警察・法務局

心理・福祉
関係団体

地域団体

教育委員会

PTA会長

玉川中学校長

少年相談保護
センター

スクールカウンセラー

自治会長

教育指導課

PTA校外
委員長

生徒指導

少年補導員

スクールソーシ
ヤルワーカー

毛利台幼稚園
園長

青少年教育相
談センター

学校評議員

担当教諭

毛利台駐在
所員

元気アップア
シスタント

愛名・愛甲原
長谷・高坪

児童相談所

主任児童委員

青少年健全育
成会

※ 検討内容、事案により関連した部署の参加により協議会組織を決定します。

5 具体的な取組

（1）「未然防止」に係る取組

①学校全体

- ・いじめに関する教職員研修を実施し、指導力を高めます。
- ・発達段階に応じた行事を積極的に設定し、児童の活躍の場を設定します。
- ・小・中連携を推進し、「指導をつなぐ」取組を、学習面・生活面双方で充実させます。
- ・教員は「分かる授業」を心がけ、教材や指導法について互いに研鑽をします。
- ・道徳、学級活動を通して、人権を尊重し、道徳心や規範意識を高めることで、「命を大切にす
る心」や「他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる心」を育てます。
- ・個別支援体制づくりに向け、毎週の学年会議で児童の状況を把握し、検討・推進していきま
す。
- ・「いじめ防止等対策協議会」を、2月に学校関係者評価に併せて開催します。構成メンバーは、
上記「4 組織」を母体に組織します。また、この際に、「いじめ防止基本方針」の見直しや
改定を行います。

②児童指導・支援

- ・インターネット等を利用したいじめの未然防止、早期発見にむけた学習会を児童向けに実施
します。
- ・規範意識の向上や人権に関する児童への啓発活動を行います。
- ・学級活動・道徳教育、子どもの主体的な活動を含む体験的な活動を充実させ、児童一人一人
に居場所のある学級・学年経営に努めます。
- ・特に配慮の必要な児童に対しては、該当児童の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うと
共に、保護者と連絡を取り合ったり、周囲の児童に対して必要な指導を行ったりします。
- ・子どもにいじめの問題を正面から考えさせるために、運営委員会・代表委員会によるいじめ
防止のキャンペーンを展開し、意識の向上を図ります。
- ・「いじめ防止等対策協議会」が事案を適切に解決する相談・通報の窓口であることを児童に対
し広く知らせます。

③家庭等との連携

- ・ 懇談会においていじめの事前防止に関する啓発活動を行います。
- ・ 家庭との連携・個別の相談窓口の充実に努めます。

(2)「早期発見」に係る取組

①学校全体

- ・ 家庭訪問、学級懇談会、教育相談などを通して、直接、保護者の声からいじめに関する情報を取り入れるように努めます。
- ・ 児童観察、「先生とのお話タイム」における職員間での情報交換・共有に努めます。
- ・ 毎週木曜日に行われる学年会議・毎月の職員会議にて、いじめに関する情報を共有し検討します。

②児童指導・支援

- ・ 教育相談（先生とのお話タイム・こころの相談室・コーディネーターとの相談・スクールカウンセラーとの相談）や、学校生活・いじめアンケート（学期1回）により、児童の声を聴く機会を設けます。

※アンケートは学年で点検後に管理職・担当グループリーダーで再点検します。

- ・ 児童が気軽に相談できるような学級経営、人間関係づくりに努めます。
- ・ 担任以外の複数の教員が児童に関わる体制を整えます。

③家庭等との連携

※保護者にいじめの項目を含めた「学校生活アンケート」を実施し、定期的な観察に協力してもらいます。

＜未然防止と早期発見に関する取組年間計画＞

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先生とのお話タイム ・ 学校生活いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭訪問 ・ 児童指導全体会 ・ 中学校区連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中連絡会（中学校参観） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校区連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童指導研修会 ・ 人権教育研修会 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 先生とのお話タイム ・ 小中交流会（授業公開） ・ 学校生活いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者との個別面談 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 先生とのお話タイム ・ 学校生活いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校区連絡会・学校関係者評価会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中連絡会（小学校参観）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活・いじめアンケート→ 每学期実施 ・ 先生とのお話タイム→ 每学期実施 ・ カウンセリング ・ 日常の授業観察 ・ 相談室での相談 ・ 校内児童指導部会 ・ 小中児童生徒指導担当者連絡会議(每学期1回程度) 												

(3)「適切な対応」に係る取組

①学校全体

- ・ 「未然防止」に係る取組の中で気になる様子があった場合は、「いじめ」であるか否かにとらわれることなく、迅速かつ組織的に、事実確認等、本人との教育相談に取り組みます。
- ・ 被害を受けている児童の訴えを受け、被害児童の保護及び支援を第1に考えた体制を整え、問題解決に向け組織的に取り組みます。

- 必要に応じて「拡大児童指導部会（ケース会議）」を開催し、早期の解決に向け組織的な指導方針を検討します。
- 必要に応じて関係諸機関と連携し、被害児童への支援、加害児童への指導及び支援を行います。

②児童指導・支援

- 被害児童について、保護者との連携を図りながら、継続的な教育相談を行い、寄り添い支援を行います。
- 加害児童について、行為の間違ひについては毅然と指導し、保護者にも支援を依頼します。
- 加害児童がその行為に至った背景等については、不適切な行為(加害行為)がなくなったことを確認した上で、教育相談等を進め、その解決策について組織的に支援します。
- 必要に応じて、学級・学年・学校全体への指導を行います。

③家庭等との連携

- 被害児童、加害児童の保護者との連携を密に行い、加害児童への指導及び両者への支援を行っていきます。
- 継続的な支援が必要な場合には、保護者と相談のうえ、関係機関等との連携も含めて対応します。
- 社会で「犯罪」行為と認められる内容のいじめについては、警察との連携も積極的に視野に入れながら指導をします。(暴行・傷害・窃盗・恐喝・強要など)また、緊急の場合には即通報します。

(4)「再発防止」に係る取組

①学校全体

- いじめ防止基本方針について、職員全体で再確認を行い職員全体のいじめに対する意識を向上させます。
- いじめ防止基本方針についての取組の総括と評価を行います。そこで出た課題をもとに新たな対策を立て、再発の防止に努めます。学校関係者評価の際に提示し、意見・助言をいただきます。
- 全校の児童を対象とした再発防止に向けての対策を立て実施します。

②児童指導・支援

- 被害児童や保護者へ事後に、その後心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により継続的に行います。
- 加害児童へ指導を行い不適切な行為がなくなったことを確認したうえで、定期的に教育相談にて事案に対する振り返りを行います。
- 必要に応じて、全校児童を対象に再発防止対策を行います。
- 過去にいじめに関わった児童(加害者・被害者)の状況には留意し、意図的にコミュニケーションを図っていきます。

6 重大事案への対処

- 重大事案発生時には速やかに教育委員会に報告し、指導について相談をします。
- 「いじめ防止等対策協議会」の緊急連絡会を開き、「調査組織」の構成員を決めます。
- 「調査組織」は迅速に事実確認をし、適宜被害保護者に情報提供をします。
- 児童やその保護者から、いじめを受けていると申し立てがあった際には、学校は重大事態とみなし、適切かつ真摯に対応します。